

延岡市空家等補完工事業業者登録制度のご案内（事業者向け）

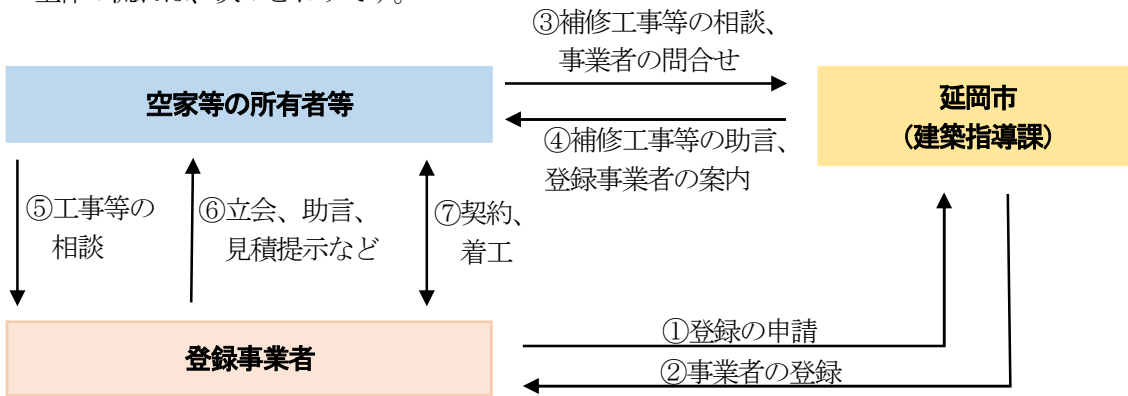
「延岡市空家等補完工事業業者登録制度」は、空家等の所有者等に対して、適切な管理、活用等に寄与する工事等を行う事業者の情報を提供し、所有者等が行う空家等の適正管理を支援することによって、管理不全空家等及び特定空家等の発生を抑制し、市民生活の安全の確保を目的とする制度です。

事業者は、補完工事などの区分に応じて、「補完工事業業者登録簿」への登録申請を行い、審査の上、市のホームページや延岡市建築指導課で公開されます。

空家等の所有者等は、市のホームページ上で自由に閲覧やプリントアウトができるほか、延岡市建築指導課で閲覧等に供することとなりますので、登録業者にとっては、顧客の掘り起こしが期待されるものと考えられます。

ただし、登録事業者には、所有者等との認識の相違が生じないように、補修などの工事が必要な個所の立合い、工事や管理の内容の具体的な説明や助言が義務付けられます。

全体の流れは、次のとおりです。



【登録できる事業者の区分】

- ・ 建設業法別表第1に掲げる工事
- ・ しろあり防除代行業務
- ・ 清掃片付け代行業務
- ・ 遺品整理代行業務
- ・ 空き家管理代行業務
- ・ その他市長が必要と認める業務

【事業者の登録要件】

- ・ 市内に事務所若しくは事業所を有する事業主であること。
- ・ 事業者が、補完工事を業として行うことができること（※）。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 暴力団、暴力団関係者でないこと。

【事業者が、補完工事を業として行うことができることを確認する書類】

- (1) 建設工事…建設業法第2条第1項に規定する許可証（解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者であることの登録を証する書類をもって当該許可証に代えることができる。）の写し
- (2) しろあり防除代行業務…事業者が公益社団法人日本しろあり対策協会によるしろあり防除施工士の資格を有している者を雇用していることを証する書類
- (3) 清掃片付け代行業務…事業者が職業能力開発促進法第44条第1項に規定するハウスクリーニング技能士の資格を有する者を雇用していることを証する書類
- (4) 遺品整理代行業務…事業者が一般社団法人遺品整理士認定協会の認定を受けた遺品整理士を雇用していることを証する書類
- (5) 空き家管理代行業務…宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許証の写し又は一般社団法人空き家管理士協会の認定を受けた一級空き家管理士を雇用していることを証する書類
- (6) その他市長が認める業務…市長が別に定める書類